

# 明治期徴兵制の包摂の構造

## 地方史料にみる村民対応の諸相\*

The development of the draft system and its acceptance  
by the peoples in the Meiji era

田村武夫

はじめに

本稿は、1873年（明治6）1月の徴兵令公布から1889年（明治22）1月の第4次改正徴兵令公布にいたるまでの期間における徴兵制の改変経緯と民衆の対応行動を考察するものである。かかる考察の目的は、1889年1月の改正徴兵令の制定によって近代日本の徴兵制の骨組みが完成したと評されるまでに徴兵制を発展せしめた要因を解明することにある。

当該期間における徴兵令の全面改正（旧法令の全部廃止・新法令の制定）は、1875年（明治8）11月、79年10月、83年12月、そして89年1月と4次にわたる。その間の小規模な部分改正は枚挙に暇がないほど多数にわたる。部分改正で既成事実を積み重ねた後に整合を図るという口実で全面改正＝新しい内容を盛り込んだ法的構成の確立にすむという推移がみられる。かような手法をつうじて、ついには「戦前における兵役制度の基本骨格を形づくった明治二十二年の改正徴兵令」「この徴兵令はその後大きな改正もなく昭和二年の兵役法に引きつがれ、日本における一

般兵役義務制の法的骨格を形づくった」<sup>(1)</sup>と評されるほどまでに発展していった動因を、4次にわたる徴兵令全面改変を跡付けつつ各々の改変の意味を確認し、かつ、その民衆による受容反応を考察するという方法で、解明してみようとおもう。

このような課題設定は、1、徴兵制の導入は「血税一揆」にみられるように民衆の激しい抵抗・反対運動によって迎えられ、その後も多様な徴兵忌避行為などで抵抗がつづいたにもかかわらず、なぜ制度的発展を遂げていったのか、2、とりわけ、兵役免除の撤廃・免除猶予要件の厳格化が徴兵令改変の一貫した企図であり、制度的発展とは「皆兵原則の樹立」「兵役免除の廃止」であって、したがって、ますますもって民衆の抵抗・反対がよまるはずであるにもかかわらず、その制度的発展をもたらした要因はなにか、という問題意識に由来している。

当然、刑罰や社会的制裁の仕組みなどが用意され、それらと警察力の民衆への威嚇力がまた、実際の苛酷な適用がそのような発展をもたらしたとの解答が予想される。かかる外

\* 本稿は、1980年代後半から90年代前半にかけて筆者も参加した旧鉾田町（茨城県鹿島郡）町史編纂事業のなかで執筆した覚書の旧稿「明治期徴兵制の展開と民衆」（鉾田町史編纂報告書 年報 『七瀬』第3号 [1993年3月] 収載）に手を加えたものである。民衆の対応をととして徴兵制の形成の進捗を探り、国家の強制制度が確立されていく動的メカニズムを考察するという従前目的に再チャレンジをさせていただく。本稿で参照した史料は『鉾田町史明治前期資料編』（1993年3月刊）に収載されている。

在的な強制力を否定しはしないが制度の改変には民衆の対応を考慮した包摂の仕組みが内包していることをわれわれは経験科学的に認識している。したがって、明治前半期の徴兵制の展開を「兵役免除の撤廃・要件の厳格化」「皆兵原則の樹立」という特徴づけだけでなく、民衆による制度受容の対応を呼び起こす「包摂の論理の制度内在化」というもう一つの特徴づけを解明の焦点としてみたい。

#### 一、広範な免役条件をもつ徴兵制の導入

1873年（明治6）1月徴兵令公布

明治維新の推進（正当化）の論理である尊皇（王政復古）・政治的統合（廃藩置県）の論理的帰結として、新生明治国家の軍事力は維新推進の雄藩武装力を組み入れるというのではなく、別の組み立てを必要とした。その場合、既存の士族から募って編成するのか、それとも四民平等の原則のうえで志願兵を募るか、あるいは国民皆兵制を導入するかなど、新たな組み立に使える選択肢は複数あった。選択の過程と論理については他に委ね<sup>(2)</sup>、ここでは、中央直属の軍事力として薩長土三藩の献兵による親兵が1871年（明治4）2月に設置されたが、翌年11月山県有朋陸軍大輔などが中心となって、民衆から兵士を徴集する徴兵制の採用が決定されたという経過だけを示しておく。

1872年11月28日徴兵詔書および徴兵告諭が太政官布告第379号により正式に宣布され、翌年1月10日徴兵令<sup>(3)</sup>が公布施行された。

徴兵制の導入に対して民衆はどのように反応したであろうか。史料を通して様々の角度から看取することができる。まずは、徴兵令施行直後の1873年3月に流言への対策を指示した新治県<sup>(4)</sup>の示達をみてみよう。

県庁第十三号

今般徴兵編成之儀被仰出候二付種々無根之

流説相唱ヒ自然人民之疑惑ヲ生シ候向モ有之哉相聞ヘ以之外ノ事ニ候徴兵之儀ハ先般御布告之通り国家保護之為メ全国一般二十歳ノ男児兵籍ニ編入セラレ候御旨趣ニテ朝鮮ヘ御差向等ノ儀ニハ無之以来毎年御取調相成候儀ニ付篤ト御布告之趣相弁ヒ心得違無之様可致且ツ近頃幼年之女子共未タ嫁入不致モノハ樺太国ヘ被移候ト申触ラシ俄ニ幼少之女子ヲ婚縁取結候者モ有之哉相聞ヘ不都合之事ニ候決シテ右様之儀ハ無之事ニ候得ハ一同安堵営業可致事  
右之通相達候条小前来々迄不洩様正副戸長共ヨリ可触知者也

明治六年三月

中山新治県参事

大木新治県権参事

「朝鮮に派遣される」「嫁入りしない女子は樺太国へ移らされる」などの流言が飛び交い、政府・県が説得に必死となっている有様が看取される。鹿行地域の民衆が徴兵制に反対して「血税一揆」のような実行使を起こした跡は未だみつからない。しかし、県が直接に流言規制に乗り出し、各村連合の正副戸長を督励して「一同安堵営業可致事」を指示している姿は、この地域の民衆も徴兵制に対して相当の疑惑や批判を抱いていたということができよう。

次の例も、民衆の消極的な反応を窺うことができるものといえる。陸軍士官養成の学校生徒<sup>(5)</sup>および東京鎮台常備兵の工兵二小隊志願者<sup>(6)</sup>を県を通じて募集したところの結果を示す史料である。

陸軍生徒諸兵入学無之書上

第三大区小一区 行方郡借宿村

常陸国行方郡借宿村

今般陸軍諸兵上下士官生徒入学志願之者有之候可志願出旨御達ニ付村内取調候得尤右志願之者無御座候二付此段奉申上候也

明治七年戌八月

右村 副戸長 二重作五兵衛  
戸長 鬼沢武兵衛印

新治縣権令中山信安殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

工兵二小隊志願者無之書上

新治縣管轄 第三大区小一ノ区  
常陸国行方郡借宿村

今般東京鎮台ニ於テ工兵二小隊志願之者有  
之候ハハ可願出旨御達ニ付村内取調候得共  
右志願之者無御座候ニ付此段奉申上候以上

明治七年戌九月

右村 副戸長 二重作五兵衛  
戸長 鬼沢武兵衛

新治縣権令中山信安殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

上二つの史料とも、借宿村内には志願者が一名もいないという報告である。このような状況は、この時点ではまだ職業軍人の姿・地位が地方農村においては見えなかったということ、また、封建的な身分格差の撤廃が宣言されても、農民が軍務に就くことへの違和感・抵抗感が想像以上につよいものであったということである。したがって、農民の意識の根底には徴兵制への抵抗が潜在しているとみなすことができる。それ以後も、行方郡内の借宿村半原村など四連合村の地域からは志願兵一名もなしという進達書面が多数見いだされている。<sup>(7)</sup>

以上のように、徴兵制に対する消極的な心情を根底に潜めている民衆が徴兵手続の具体的な当事者の立場（国民軍籍編入年齢、徴兵適齢者、徴兵下検査、徴集対象など）に立たされたとき、どのような姿勢および対応をとったであろう。事例は個別的に諾否の対応を迫られる場合であって、徴兵制にたいする民衆の意識を直接に窺知しうが、当然に、その現われた姿勢および対応は時代によって異なる。問題は、その相異を生み出した要素が何なのかということである。不自由強制を内容

とする「お上」の命令ほど、民衆に受容せしめる仕組みは高度でなければならない。仕組みのうちもっとも重要なのが強制制度に内在する包摂の論理であると考えられる。義務違反や強制への反抗などに前もって用意された刑罰などの制裁はあくまで外在的な担保措置で二義的である。民衆の姿勢および対応の内実・程度をみることで、受容の程度、そして制度の包摂の論理の有無について推し量ることができる。そこで、三番目の事例として徴兵制の導入直後における民衆の直接の対応をみてみよう。免役願ひ、徴兵下検査猶予願ひ、身代金御下げ願ひ、など多岐にわたる。第一例は、徴兵試験（下検査）延期の歎願書である。

歎願書

第一二大区小五区 鹿島郡鉾田村

(8)

乍恐以書附奉歎願候

第三大区小五区 鹿島郡鉾田村  
農 弟

右奉申上候今般徴兵為御試験御出役被為遊私儀弟 満廿二歳罷成可奉請御試験之処元治子年ヨリ行方郡行方村草野伝蔵方年季勤寄留仕候而シテ本月十日商用見込有之東京表江出府仕何方江相廻り候哉相訳り兼余リ日数相掛り候ニ付主人草野伝蔵方より兄新助方江為知有之候ニ付驚入即刻右為尋罷出候ニ付早速見当候て御本庁江連立可奉請御試験候得共素より見込商ニ而他出仕候義ニ付万一遠路之場所江相違日数相立今般御試験相洩候而者奉恐入候得共何卒出格之取計以御仁恤明年之御試験迄御年延被成下候様此段奉歎願候以上

明治六年三月 右

組合 宮内佐七  
副戸長 小島 宋七郎  
" 堀米七郎右衛門  
戸長 田山三郎兵衛

新治縣御出役様

[小島和夫氏所蔵]

徴兵令施行直後の徴兵検査延期嘆願書である。嘆願書の提出は父親（戸主）である。東京表への行商で連絡が途絶えて今回の試験に間に合わないという理由である。文面から他村寄留は元治子年（1864年）で徴兵令施行に先立つこと8年前であり、かつ、新制度の兵役義務について農村ではほとんど公式の情報提供もなく、また、東京への遠距離通信の困難な状況下で、家族が寄留者にどれほど伝えられたであろう。当人も、嘆願書を届け出た戸主も、意識的な徴兵逃れというよりは徴兵検査について不知といった状態であったと思う。抵抗・反対といったような意識的な対応ではないといえる。

つぎも、年季勤めで他出していて連絡がとれず徴兵下検査の日延べ猶予を嘆願したものである。ただし、最後には、本人自身が徴兵に応ずる義務を知りながら脱走し、始末書を書いて提出するという結末になっている。

乍恐以書付奉嘆願候

第三大区小五区  
鹿島郡鉾田村八十八番屋敷  
農  
弟

親類 平左衛門

右 奉申上候今般徴兵為御試験被為遊御出役弟 当丙式拾才相成可奉御試験之処本月十二日新治郡成井村親類渡辺儀兵衛方江農業手伝二罷出未帰宅不仕候二付右当人呼戻候として飛脚差出候処遠路之事故爾今歸村不仕当村二於テ御試験可奉請候処間二合兼候儀と奉存候間何共奉恐入候得共四月一日迄二八無相違当人召連御本県江罷出可奉請御試験候間何卒以出格之以御仁恤右日限迄御日延御猶予被成下置候様親類一同奉歎願候以上

明治六年丙年三月 右村  
農

親類

副戸長 堀米 七郎衛  
同 小島 宋七郎  
戸長 田山三郎兵衛

新治縣御出役様

[小嶋和夫氏所蔵]

乍恐以書付奉申上候

第三大区小五区  
鹿島郡鉾田村八十八番屋敷  
農 弟

年満式拾才

右 儀先般徴兵為御試験被為遊御出役候節御試験可奉候処当三月十二日新治郡成井村親類儀兵衛方へ農業手伝二罷出居候二付当四月一日迄御日延歎願奉願上置尚精一杯身分探索仕候処同人儀成井村儀兵衛方手伝中尚又何方へ罷出候哉行先相訳り兼候二付双方二而無油断相尋候而モ今以見当不申候間何共恐入候得共無拙此段御届奉申上候尤此後共モ此方も無手拔行衛相尋見当り次第無遅滞召連罷出候様再仕候二付此段御聞濟被成下置度偏二奉願上候已上

明治六年四月二日 右

親類 印  
役人代 須藤佐助 印

中山新治縣参事殿  
大木新治懸権参事殿

[小嶋和夫氏所蔵]

乍恐以書附奉申上候

□

鹿島郡鉾田村農 □ 弟 奉  
申上候私儀脱走致候始末御尋二御座候此段私儀伯父新治郡成井村農渡辺儀兵衛と申者江農業手伝として去月十二日罷越尤兼而寅ノ二拾才之もの徴兵御用二御呼出相成候趣承知 右御尋候二付始末書認申

上候以上

明治六年四月廿日

鹿島郡鉾田村  
農 口 弟  
戸長代 須藤佐助

中山新治縣參事殿  
大木新治懸権參事殿

上三つ目の史料は、前二つの史料で行方知れずとされ徴兵試験延期願いが出されていた当人自身から県知事に提出された始末書である。自ら「私儀脱走致候始末御尋ニ御座候」と書いて自らの非と顛末を記している。<sup>(9)</sup>

「二拾才之者徴兵御用ニ御呼出相成候趣承知」と自覚しながら脱走していたことは故意の徴兵逃れである。臆せず記しているところに徴兵令発布直後にはいまだ民衆の徴兵制に対する認識の緩やかさが存在していたことの証左をみることができる。それ以上に驚嘆させられるのはつぎの史料である。困窮につき年季奉公の給金保障か兵役に就く代わりに身代金を支払うかのいずれかを選択せよと迫った事例である。民衆の鋭い感性と論理をまざまざとみる思いである。

乍恐以書附奉申上候

行方郡借宿村農口 奉申上候次男

義今般徴兵籍御編入メニ付御改奉受候得共私儀素ヨリ困窮ニテ同縣管下鹿島郡当ヶ崎村扇田豊作方へ給金壹ケ年拾五兩わり二而一月廿七日ヨリ来十二月廿七日迄壹季奉公差出候右豊作義者諸荷物受問屋ニ而農事者ニ八勝手モ相違イタシ不氣之趣ヲ以当三月九日暇被呉候ニ付直様同郡姻田村鈴木次兵衛方江同十九日壹ケ年拾五兩割之給金ニ而壹季作奉公罷有二相違無御座候右御届奉候ニ付此段奉申上候以上

明治六癸酉年三月第六日

願人

惣代 粕尾安之丞

新治懸権大属鈴木信敬殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

徴兵御採用相成候儀候八八身代金御下ヶ願

第三大区小巻区

行方郡借宿村

農 次男

歎願人

乍恐以書付奉歎訴候

第三大区小巻ノ区

行方郡借宿村

農 次男

当式拾歳

右之者儀先般徴兵御検査ト而麻生村御出役先ニ而御調書請候砌り首未書奉差上置候得共同人儀素ヨリ極貧男小前之者ニテ御貢未納皆済ノ為鹿島郡当ヶ崎村扇田豊作方江客年給金十五兩二取極面一月廿七日ヨリ来十二月廿七日迄奉公住ニ仕候処右同家儀者問屋渡世之者ニテ由松儀間似合兼無余義三月九日立合仕其後同郡姻田村鈴木次兵衛方江同三月十九日ヨリ作奉公ニ相定立合仕り処相違無御座候ニ付御精選之折モ奉歎願置候処方今亦々御差紙頂戴召連レ罷出候得共御検査之上皇国保護之為御人数江御編入ニ成頑愚之者ニ而モ御採用ニ相成候儀候八八何卒寛典之以御仁憐を国民之ニ重作藤三郎一家者共御憐助ト思召身代金之儀者御下相成候様幾重ニ成奉懇願候以上

明治六年四月八日

右村

農 次男

歎願人

印

戸長代 二重作五兵衛印

中山新治縣參事殿

大木新治懸権參事殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

上二つの史料は同一人物の兵役免除にかかわるものである。前者の史料は1873年3月6日付の書面で、形式的には届書のようなものが真意は免役願いを旨としており、徴兵令発布直後における民衆の素朴な対応例としてあげることができる。次男の「徴兵籍御編入」

を受けるべきところ家計困窮にて年季奉公に差出したとの戸主の届け文は、徴兵令第三章常備兵免役概則の第十条「父兄存在スレトモ、病氣若クハ事故アリテ父兄二代ハリ家ヲ治ムル者。」という規定に照準が合っている。賦役と家業家計の維持との矛盾は徴兵制の宿命的な問題であり、そこを民衆は率直に突き、他方の国家は対処に苦慮する。そこから単なる強権や制裁措置ではなく、徴兵制度の在り方そのものに合理的な組み立て、すなわち包摂の論理の内在化現象がみられるのである。

後者の史料は続編である。前史料で「家計困窮にて年季奉公に差出した」ということで言外に徴兵には応じられない旨を示した後の展開が記されているのである。注目すべきは「御検査之上皇国保護之為…(徴兵)御採用二相成候義候八八・・身代金之義者御下相成候様幾重二成奉懇願候」と認められているところである。兵役徴集と引き換えに身代金の支払いを嘆願した例は稀有である。明治6年4月時点という徴兵令施行直後においてのみ出現した民衆の対応であるようにはおもえる。しかし、このような対応をとる根底に徴兵制についての緊張観念(後の時代にみられる絶対的、運命支配的なもの、したがって自己否定的な観念)がいまだ形成されていない。むしろ淡々と対置的(云うべきは云うがごとき)意志、その分受容の意志も併有している状態にあったとみることができる。

そのような心理状態が、導入時の徴兵制の広範な兵役免除規定によって村落内からは徴集者なし、または一、二名にすぎないという結果に由来している面も少なくはないと考える。強制の適用除外が一般的で、適用が特殊例外的な在り方は不平等・差別のものであっても、民衆には救われる余地があり、それだけ受容しうる心理も生まれる。

實際上、兵役免除(法令上の用語では免役)の割合がどこまで上ったかをつぎにみてみよう。毎年県からの指示にしたがって戸長役場

が徴兵適齢者名簿(徴兵連名簿)を作成し、これらの者のうち免役該当者については「免役相当者名簿」を別途に作成して県に提出する仕組みとなっている。名簿作成には戸長の裁量がはたらく余地があり、<sup>(10)</sup> 戸長公選制の時期(1884年5月まで)には、村内住民への配慮から意図的な免役相当者づくりがなされた面も少なくはないといわれている。

#### 免役相当人名取調書上

第三大区小峯区  
常陸國行方郡借宿村  
常陸國行方郡借宿村  
農 口 口 嗣子  
口  
同国 同郡 同村  
農 二重作 嗣子  
二重作  
同国 同郡 同村  
農 戸主 鬼沢  
同国 同郡 同村  
農寺内 嗣子  
嘉永四亥年五月十五日出生寺内 口 右  
之者村方農根崎鉄五郎二男当二月三日入籍  
致し嗣子二付免役二相当り候者二御座候  
同国 同郡 同村  
農 二重作 嗣子  
二重作  
同国 同郡 同村  
農 真家 嗣子  
嘉永四亥年八月九日出生真家  
同国 同郡 同村  
農 栗野 嗣子  
栗野  
同国 同郡 同村  
農 二重作 嗣子  
二重作  
同国 同郡 同村  
農 鬼沢 長男  
四尺七寸 鬼沢  
右之者儀長男二候得共二男 ヲ以嗣子

二仕候問二男二准シ衛試検可詰之處身ノ丈  
四尺余ニシテ且至凝ニシテ兵役ニ不相当ノ  
者ニ御座候

同国 同郡 同村  
農 粕尾 嗣子  
粕尾

右之者儀二男二候工共長男 儀不具ニテ  
職業ニ従事スル事不能価テ二男ヲ嗣子ニ仕  
度候問免役ニ相当リ候者ニ御座候

同国 同郡 同村  
農 永井 嗣子  
永井

同国 同郡 同村  
農 桐生 嗣子  
桐生

右之者共今般御達ニ相成候年月相当ニ八御  
座候得共前頭之通免役概則相当之者ニ付差  
出不申候此段申上候以上

以下、父(戸主)の名前略

明治七年八月 卅一日 右村  
農惣代 高柳與右衛門印  
戸長 鬼沢 武兵衛印

新治縣権令中山信安殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

この史料は、行方郡借宿村において1875年  
徴兵適齢者調べの結果明らかになった免役相  
当者名簿である。前年8月に県に提出された  
ものであるから徴兵制施行の翌年のことであ  
る。徴兵令第三章「常備兵免役概則」に明示  
されている免役十二項目を基準にして名簿は  
作成されるものの、この段階では、嗣子(第  
七条)の項目該当が一般的で、身ノ丈未満者  
(第一条)、身体虚弱・慢性持病・身体障害な  
どの「兵役ニ堪ザル者」(第二条)の適用は  
ごく稀であることが史料からも窺われる。

1875年徴兵連名簿—徴兵相当者名簿の全員  
がこの免役相当人名に連らねている。一つの  
村から徴集員ゼロという事態は当時の全体状  
況のなかで例外的なのかどうかはいまのここ  
ろわからない。しかし、このような事実は民

衆の心理に一種の安堵感をもたらしているこ  
とは間違いないであろう。徴兵制に対する本  
能的な抵抗感を根底にもち消極的な対応をつ  
とに志向するとしても、兵役強制を直接現実  
に経験する機会がない、またはごく稀にしか  
ないという場合、徴兵制にたいする見方や評  
価も緩くなるであろう。積極的では勿論ない  
が受容する心理が生成してくる。民衆のその  
ような心理状況の形成に制度の仕組み・構造  
が寄与している場合、制度自体に包摂的な論  
理の内在化という特徴づけをしてもよいので  
はないだろうか。

導人された徴兵制が兵役免除の余地を広げ  
ていたことは、客観的には如上のような民衆  
の受容的対応をうみだし、逆にみれば包摂力  
をもっていたのである。いうまでもなく、兵  
役免除の余地を広げておく背最には、国家財  
政の許容する範囲内の徴集人員数(財政限界)、  
社会的生産活動の担い手確保(経済的圧迫)、  
官界・社会のリーダーの確保(人材需要圧力)、  
収容・訓練施設の不足などの要素が見いださ  
れるとしても、制度としても例外(免役規定)  
を多く設けていることは制度受容の狙いを  
考慮してのことという面を考えざるをえない。

1873年1月公布の徴兵令は第三章「常備兵  
免役概則」において12項目の免役条項を掲げ  
た。身ノ丈五尺一寸未満者、「不具等ニ  
テ兵役ニ堪」えざる者、官省府県に奉職の  
者、兵学寮生徒、専門生徒・洋行修業者・  
医術馬術を学ぶ者、一家の主人、嗣子・  
承祖の孫、独子独孫、罪科(徒=懲役刑  
以上)のある者、父兄に代わり家を治る者、  
養子、在役中の兄弟たる者。さらに第六  
章「徴兵雜則並扱方」の第十五条、徴兵にあ  
たり代人料二百七十円を上納すれば免役とな  
るという定めも免役条項に入れることができ  
る。

一見してエリート層を優遇する差別的な規  
定であることは明白であるが、他方、包括的  
な規定であるので——それがまた差別的運用

を生みだす蓋然性を含んでいるのだが——兵役免除の対象範囲を拡大する適用が可能である。そのような適用の具体例が上に掲げた免役相当者書上の史料なのである。徴兵令がかように広範な兵役免除規定を具有した意図はなにか。推量の域をでないが、民衆の抵抗・反対を危惧し、新制度の社会的受容から定着への戦略として、もっとも関心の集中する兵役義務強制の度合いを緩和することを図ったのではないだろうか。結果的には、かかる処置が社会的受容・定着をもたらした。それだけ制度の合理的組立が功を奏したわけである。民衆にとってもっとも利害関係をもち、それゆえに関心も集中する部分(兵役義務)に、文字どおり義務の強制の絶対性、徹底性を強調するのではなく、むしろ回避できる、影響はない、無関係のことと受けとめられるような表現(制度構成)、そして現に運用上もそのような事態をもたらすという在り方にしたことが1873年導入の徴兵制のきわめて合理的な面であり、民衆を包摂する仕組みを内在させたものといえることができる。

ところで、このような広範な兵役免除条項をもって徴兵令は施行されたのであるが、これ以後遂行された徴兵令の改変は主としてこの兵役免除条項の削減を図るもので、冒頭に記したように1889年(明治22)1月の全面改正について身体障害など「兵役ニ堪サル者」以外の免役事由はすべて一掃されてしまった。それは、一方で、民衆の受容的な心理状態を攪乱し抵抗精神を引き起こす事柄であるので、当然他方で、別の合理化の組み立て、あらたな受容の契機、包摂の仕組みを構築することを迫られるわけである。それが何であるかの考察が次章の課題となる。

## 二、徴兵令の改変と新たな包摂の構造展開 ——徴兵制と軍組織の相関関係——

1873年1月に導入された徴兵制は、75年11月5日太政官布告第161号の新徴兵令にとっ

て代わられた。内容的には部分的な修正にとどまり、全体としては当初の仕組みが1879年(明治12)10月の全面改正にいたるまで維持された。75年の修正は、それまでの数回の小規模な改訂を整合することを目的としたので、あえて目を引くところといえば免役条項から「養子」規定が消えたこと(しかし「嗣子」規定が温存され養嗣子になることで“実害”は殆どなかった)、「身ノ丈五尺曲尺未満ノ者」と下限が一寸さげられたことである。

### (1) 1879年の改変

1879年(明治12)10月27日太政官布告第46号をもって再度全面改正された新徴兵令は前年の地方三新法(郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則)の施行によってもたらされた行政区変更(大区小区制の廃止)、地方組織変更(県一郡一町村の三層構造、<sup>(11)</sup> 県・町村の統廃合)に対応することを第一義とし、徴兵制固有の領域では、常備後備役の服役年限を3年延長して10年としたこと、免役条項を大幅に改変したこと、地方事務過程での裁量・恣意・過誤などによる徴兵逃れを防止するために徴兵事務手続の細目を成文化した「徴兵事務条例」の制定、などの事項があげられる。

上の常備後備役10年服役制への移行はつぎのような陸軍組織の編成改変によっておりその改変の意味は本稿の主題にも関連している。すなわち、陸軍は常備軍(20歳男子より編成し3カ年の服役)、予備軍(常備軍役終了者をもって編成し3カ年の服役)、後備軍(予備軍役終了者をもって編成し3カ年の服役)の基本編成に国民軍(満17歳から40歳までの男子で編成)を併設して四重層構造の組織となった。これは後になるとさらに多重層構造に再編成されていく。

なお、1879年以前の陸軍組織は、常備軍(服役3カ年) - 第一後備軍(同2カ年) - 第二後備軍(同2カ年) - 国民軍(満17歳か



ら40歳)という編成からなっていた。同じ四重層構造でも、以前の常備軍 - 後備軍という基本型編成に対して、今回の改変による常備軍 - 予備軍 - 後備軍というより多重層の編成の方が組織の重厚性、非常時動員への対応性、機動性に富むと考える。

ところで、かかる重層構造は、(1)最初の常備軍兵士数、したがって毎年20歳男子徴員数は少なくて済む——予備軍後備軍の名のもとで実質兵員を多数保持しうる、(2)その予備軍・後備軍の服役者への公費支出は年一度の軍事訓練に召集した期間だけで低経費ですむ、(3)社会の軍事化(徴兵制受容の基盤醸成)の先兵を保持育成しうる、などの機能や効果をもっている。

しかも、服役年限の延長とはいっても、常備役の服役年限は従前どおりのままで、予備役・後備役という「常ニ家居シテ産業ヲ営むなかでの服役の年限延長としたところに改変の妙味、巧みな包摂の仕組みを内在させているといえる。

免役条項の改変は、従前の全部免役制から全部免役制・一部免役制に二分され、一部免役制を将来の免役廃止への過渡的な媒介物として設定した点が注目される。

全部・終身免役の享有者は、「廢疾又ハ不具等ニシテ……兵役ニ堪ユヘカラサル者」および「懲役一年以上及ヒ国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレタル者」のみである。この要件は従前と変わらない。

一部免役は、「国民軍ノ外」の兵役免除と、「平時ニ於テ」の兵役免除の二種を設け、一挙に免役条項の廃止へつきすすむのではなく、きわめて微温的に、かつ一律的画一的免役の弊害を是正し民衆の生活状況への対応型に移行するという論理をもつて免役への絞りをかけたのである。

「国民軍ノ外」の兵役免除の享有者は、戸主(従前の「一家ノ主人タル者」)、独子[嗣子]・独孫[承祖の孫]、50歳以上の者の

嗣子・承祖の孫・養子嗣子・50歳未満でも廢疾不具等で産業を営む事のできない嗣子・承祖の孫・養子嗣子、官吏・戸長および府県会議員、公立学校教員などである。

「平時ニ於テ」兵役免除の享有者は、50歳未満の者の嗣子・承祖の孫、陸海軍生徒・海軍兵器局および造船所職工、医術免状所持者、公立師範学校卒業生、公立中学校卒業生その他5分野の免除の所持者などである。

以上の免役条項と並んで「一カ年ヲ限り徴集ヲ猶予」する制度が新設され、免役と服役の中間形態を導入して従来免役特権をあたえられていた階層への譲歩・慰撫・受容が図られている。なお、実質免役の意味をもつ代人料金—免役金と改名—上納制は継続されている。こうした複雑多岐の兵役免除・猶予規定への改変により従前の包括的、広範な兵役免除の余地にメスをいれることが—それゆえに「百万規避ノ術」<sup>(12)</sup>を弄して試みられている徴兵忌避・逃れの防止が実際に可能となったであろうか。答は否である。4年後(明治16年)に全面改正されるだけの命運しかなかった点にその証左をみいだすことができる。見方を変えていえば、1879年改正はつぎの抜本改変への、本来的な目標実現への繋ぎという意図で着手されたのではないかと考える。改変の手法に条項構成の複雑多岐化を採用して、改変の中身や程度に重大な転換を図るものはないかのように装いつつ、しかし、確実に本質的な転換への繋ぎは果たしたといつてよからう。それは1883年(明治16)改正の内容の分析から論証しうらと思う。

さて、かかる免役条項の改変を受けて民衆の対応にいかなる変化が生じたであろうか。戸主の戸長への届書、戸長から郡長への進達をとおしてすこしく探ってみよう。

最初の史料は、行方郡借宿村外4カ村連合戸長から郡長に出された1880年徴兵相当者名簿の届けである。戸主からの届書を添付している。戸主の届書に記してある嗣子の文字は

兵役免除該当の意思表示なのであろう。

明治十三年徴兵相当者進達

当行方郡青柳村借宿村野友村半原村聯合村  
内二於テ明年徴兵相当ノモノ別冊之通拾壹  
名各戸主ヨリ届書指出候二付戸籍へ照合篤  
ト取調候処卿相違無之候間書類相副進達仕  
候也

明治十二年十二月十三日

行方郡借宿村外三ヶ村聯合

戸長 鬼沢貞作

行方郡長飯島矩道殿

別冊

平民農

嗣子 安政六年未九月九日生 長峯貞蔵  
右私養長男ニテ八月廿歳ト相成候間此段  
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村医 五拾四番地医

長峯 雲平印

天保十三年寅二月十四日生

平民農

嗣子 安政六年未五月三日生 長峯三之肋  
右私長男ニテ本年四月廿歳ト相成候間此段  
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村住 五拾五番地農平民

戸主 長 峯 興 吉印

文政九年寅六月六日生

平民農

嗣子安政六年未六月十四日生 長峯関太郎  
右私養子長男ニテ本年五月廿歳ト相成候間  
此段及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村住 五拾七番地農平民

戸主 長 峯 友 蔵印

天保九年戌八月九日生

平民農

嗣子 安政六年未九月二日生 高崎仙太郎  
右私養子長男ニテ本年八月廿歳ト相成候間  
此段及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村住 七拾八番地農平民

戸主 高 崎 新 作印

天保七年申三月十日生

平民農

嗣子 安政六年未六月四日生 飯島熊太郎  
右私長男ニテ本年五月廿歳ト相成候間此段  
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村住 七拾五番地農平民

戸主 飯 島 清 七印

天保十二年丑十二月十五日生

平民農

嗣子 安政六年未五月十日生 粕尾徳次郎  
右私長男ニテ本年四月廿歳ト相成候間此段  
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡借宿村住 四十九番地農平民

戸主 粕 尾 文 吉印

天保三年辰十月十日生

戸長 鬼 沢 貞 作 殿

農

嗣子安政六年未十月七日生 二重作興四郎  
右私長男ニテ本年九月廿歳ト相成候間此段  
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡借宿村住 五拾番地農平民

戸主 二重作 慶三郎印

文政十一年子八月八日生

戸長 鬼 沢 貞 作 殿

平民農

嗣子安政六年未八月十日生 宇津木國之助  
右私長男ニテ本年七月廿歳ト相成候間此段  
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡半原村住 三拾七番地農平民

戸主 宇津木 惣 作印

天保三年三月十日生

平民農 戸主当人

私儀本年五月廿歳ト相成候間此段及御届候

也

明治十二年十二月十二日

行方郡半原村住 拾六番地農平民

戸主 宇津木 熊太郎 印

安政六年未六月四日生

平民農

嗣子万延元年申正月十二日生 根本伊勢松

右私養長男ニテ本年十二月廿歳ト相成候間

此段及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡野友村住 六番地農平民

戸主 根本 徳左衛門 印

天保元年寅三月三日生

戸長 鬼 沢 貞 作 殿

平民農

嗣子安政六年未十二月廿六日生浜田三治郎

右私養長男ニテ本年十一月廿歳ト相成候間

此段及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡野友村住 五拾番地農平民

戸主 浜田 弥三郎 印

文化三年寅八月三日生

戸長 鬼 沢 貞 作 殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

以上の史料は、日付が1879年12月12日であるから改正徴兵令施行の2カ月後の届けである。戸主からの届書に記載されている嗣子の要件は、改正徴兵令に設けられた独子・50歳以上の者の嗣子という付加条件を満たすと、国民軍外の兵役はすべて免除となる。国民軍籍編入にともなう義務は「全国大挙ノ役アル」時だけ隊伍編成して守衛に当たるとされ日常的には格別の負担はない。独子の条件は兄弟がいたとしても他家に養子にだせば容易に作りだせる——姉妹は独子の条件に無関係。こうして兵役免除の追求（徴兵忌避・逃れ）は、制度改変にもかかわらず、実質的には以前と同水準の功を遂げることができたわけである。それを示すようなこととして、上の史料に先立って、戸長から郡長宛つぎのような

御届が出されている。別表（省略）に記載されている人物はすべて上の史料にみるものと同一である。戸長はすでに全員が「免役御規則之者」と記して郡長に届けていたのである。戸長は徴兵令の改正について8月に知らされていたので新たな免役概則にもとづいて記したのである。

御 届

常陸國行方郡 青柳村 借宿村

半原村 野友村

当行方郡青柳村外三ヶ村ニ於テ明年徴兵相当之者別表之通免役御規則之者ニ御座候間ヶ条書相添此段御届け申上候也

明治十二年九月 右村

戸長 鬼沢貞作

行方郡長 飯島矩道殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

別表（省略）では、青柳村借宿村半原村野友村四カ村の連合戸長が行方郡長宛てに提出した「明治十三年徴兵相当者名簿」には全員が「嗣子」であるとして免役扱いで届けられている。ただし、全員が兵役免除となったかどうか結果は不明である。しかし、制度改変にもかかわらずここ借宿村外四カ村連合においてはすくなくとも戸長の進達のレベルで兵役免除申請は従来と同じ水準で推移しているようにおもえる。いま一つ、その点を証明する史料を取り上げてみよう。翌明治14年郡長からの「徴集ニ可応人員」数の報告要請に対して戸長が返答した書面と、そのために事前に戸長が用意していた「明治十四年徴兵適齢之宥取調書抜」である。

庶第百八拾八号

明年徴兵適齢之者今回下調可相成処右適齢之者之内徴集ニ可応人員大至急人用之筋有之趣ヲ以本縣ヨリ申来候条該聯合内各自届書之内ヨリ書抜適齢者之者何人内徴集ニ可応者何人ト内識別紙ニ記載シ脚夫ニ相返シ

差出候様可被取計此旨及通達候也  
 行方郡役所庶務係  
 明治十三年十月五日  
 明治十四年徴兵適齡之者左之通相違無之候也

一 適齡之者 拾人  
 内  
 壱人 徴集不応者  
 明治十三年十月十日 借宿村聯合  
 戸長 鬼沢貞 作  
 行方郡役所庶務係御中  
 [鬼沢貞良氏所蔵]

「明治十四年徴兵適齡之者取調書抜」  
 朱書  
 「万延元庚申年二月ヨリ文久元辛酉年一月迄ノ出生

明治十四年徴兵適齡之者取調書抜」  
 行方郡借宿村三拾五番地 服部才作  
 万延元申年九月九日生養長男 服部清治郎  
 六拾壱番地 滑川平蔵  
 万延元申年四月四日生二男 滑川松次郎  
 六拾四番地二重作直吉  
 万延元申年三月四日生養長男 二重作常吉  
 七拾八番地 粕尾忠蔵  
 万延元申年十月十二日生長男 粕尾豊吉  
 八拾六番地 金沢惣八  
 万延元申年五月四日生婿養子 金沢金吉  
 明治十四年徴兵年令適当ノ者取調

行方郡青柳村三拾二番地農 海東こま  
 万延元年庚申九月十三日生養長男海東又蔵  
 五拾四番地農 塙保蔵  
 万延元年申六月廿日生養長男 塙 万吉  
 八拾番地農 中村常蔵  
 文久元年辛酉三月十六日生長男中村万太郎  
 朱書

「万延元庚申年ヨリ文久元辛酉年マテノ出生 明治十四年徴兵適齡之者取調書抜」  
 行方郡野友村四拾八番地 浜田小四郎  
 万延元年申十月十四日生長男 浜田庄太郎

行方郡半原村式拾六藩地 小沼 豊吉  
 万延元年申七月十一日生長男 小沼慶治郎  
 明治十三年九月 借宿村聯合  
 戸長 鬼 沢 貞 作  
 [鬼沢貞良氏所蔵]

上二つの史料から明治14年徴兵適齡者が10人、1名を除く全員が長男または養長男であるので、嗣子扱いの兵役免除届けをすることは明白である。他一名とは次男の者で行方不明となって徴集不応者となった。現実の徴集状況がこのような推移を辿ると既述したように、民衆においては事実上制度受容の心理状態が継続することになる。法令の規定上では厳格な縛りに変更しているのが、依然として民衆には緩やかな適用であり忌避しうる余地が相当に広いと受けとめられうるようなものである。1879年の徴兵令改正が免役要件の厳格化を実現したということは、例えば代人料納付による兵役免除者を激増させたことに現われているように、<sup>(13)</sup> 様々の影響をもたらしたが、徴集兵員の増大・代人料の納付が不可能な民衆レベルの徴兵逃れ減の効果はさほどあがらなかったといえる。逆に、そのことが西南戦争などにより民衆の徴兵忌避志向の促進にもかかわらず、徴兵制の延命に幸いしたのではないだろうか。ところで、1879年の改変は民衆に以前と異なる対応を引き起こしたであろうか。戸長の進達如何ですべて都合よくいくわけではない。民衆が徴兵手続の直接当事者としてなんらかの対処をせざるをえない立場にたったとき具体的にどのような振舞ったであろうか。少々長い紹介となるが改変後の典型例といえるつぎの史料をみてみよう。

徴兵免役御願

行方郡青柳村  
 願人 久右衛門  
 右私義奉願候去ル明治十一年十月頃ヨリ発病致シ心下衝心ノ症ニテ農業営ミ兼依テ一

娘タル長女キク当明治十四年四月中同縣管  
下鹿島郡田崎村長谷川嘉兵衛二男秋次郎ナ  
ル者私婿養子ニ貰受同人ヲ以農業營ミ活計  
相立テ罷在候処本年六月中女子出生スルニ  
依リ直チニ出産御届仕候且私義モ村方医師  
長峯雲平ノ治療ヲ受其他売薬等買求メ種々  
薬用尽スト雖トモ更ニ無効ニヨリテ尚行方  
郡麻生村医師羽生隆庵ノ治療受候得未タ全  
癒ノ色ナク殆困却仕候然処今回嗣子秋次郎  
徴兵年令恰當ニ相成候得共右秋次郎義徴兵  
ニ被召出候テハ此先活計難相立加テ家族ハ  
弱婦及小兒共三名ニシテ農事營ミ兼依テ親  
類組合一同協議ヲトケ候処嗣子秋次郎御願  
之上戸主ニ仕家事相任セ活計相立度且私義  
モ病氣次第ニ差重リ候間看護ノ為メ徴兵出  
頭ノ義免役被成下度親類并組合一同連署ヲ  
以奉乞願候間何卒特別之以御憐愍願意御採  
用被成下度別紙診断書相添此段奉願候以上  
明治十四年十一月五日 右

久右衛門 印

親類 海 東 乃 丞 印

組合 海 東 忠 助 印

行方郡麻生村式拾壱番地

明治十三年徴兵入営 坂本吉松兄

坂本喜三郎 印

同郡同村式百四拾壱番地

明治十二年徴兵入営 樽見三吉兄

樽見熊治郎 印

茨城縣徴兵支署御申

前書之通願出候ニ付証印仕候也

戸 長 鬼 沢 貞 作 印

診断書

茨城縣常陸國行方郡青柳村

十二番埴平民

農 久右衛門

天保六年未五月二日生

右八天資強實ナリト雖モ明治十一年十月頃  
ヨリ発病至シ時々心下江衝心之症ニ而集医  
之治療ヲ求メ種々ノ方々尽スト雖モ無効旨  
ヲ以テ雨ノ診察ヲ乞フ依テ案スルニ積年之

間酒飲進好シ加之疹延之症相発シ嘔嗽甚敷  
尚又腹中悸動強ク時々目眩之症アリ尚又目  
今ニ至リ十二合位ツツ三度程吐血アリ右故  
力精神虚弱相成リ依テ輔欠血劑并ニ清涼丸  
客用候ト雖モ未タ薬効ヲ不知此段診断及ヒ  
候也

明治十四年十一月五日

行方郡麻生村

主 住 医 羽 生 隆 庵 印

方乙第十八号

久右衛門

右之者本年徴兵ニ有之客年下検査ノ際免役  
願出ニ付願書徴兵支署ヘ回送及ヒ候処願意  
採用難相成趣ヲ以テ書類返却方申来候条依  
テ本人共ヘ説諭ヲ加ヘ書面下戻シ可取計尤  
モ強テ出願候ハ八不得止次第ニ付徴兵署宛  
ノ願書戸籍面写ヲ添総テ四通ッ来二月七  
日迄ニ可為差出尤モ診断書ハ公立病院長調  
査印ヲ要シ且病者ハ本検査ノ際軍医ノ診断  
ヲ可受旨兼テ可達置候願書返却致旁此段及  
通達候也

明治十五年一月三十一日

行方郡役所 発

右村連合戸長役場中

戸籍戸之写

行方郡青柳村口十式番地

農父久右衛門亡

久右衛門

天保六年被付一五月二日生

妻 素 津

行方郡青柳村天保十二年丑正月七日生

明治八年十一月廿日入籍 長女きく

明治十一年十一月十日離

文久二年戊二月十一日生

明治八年十一月廿日養子入籍婿口 末吉

明治十一年十一月十日離縁

文久二年戊五月三日生

実父当村農 堀富十四男

長女きくノ夫

明治十四年四月十五日入籍婿 秋次郎  
 文久元年九月十七日生  
 実父当縣鹿島郡田崎村七拾番地  
 平民農長谷川嘉兵衛二男  
 明治十四年四月廿九日死亡  
 天保十一年四月諸国神社拝礼ノタメ家出致  
 シ候ヨリ壬申戸籍調整ノ際帰村無之遂ニ戸  
 籍脱漏相成居ル候明治十四年四月病氣ニテ  
 帰邑候ニ付直ニ戸籍編入ノ儀郡役所江出願  
 シノ上願濟ミ編入  
 伯父 農 兵吉  
 寛政十年五月十五日生  
 孫 秋次郎長女はつ  
 明治十四年六月十五日生  
 [鬼沢貞良氏所蔵]

この史料は、1881年11月に出された徴兵免役願いの書類である。ここには願人の診断書も添付され他の「御願」「戸籍之写」とあわせて、徴兵免役願い手続の正規の形式が整えられている。徴兵令の改正で新たに必要となった書類形式である。これらの書類を県には4部、戸長役場には3部提出しなければならなかったもので、庶民にとって免役願い手続をすること自体大変な苦勞であった。本史料の事例は、婿養子を戸主にし、あわせて徴兵免除を御願している。徴兵令の改正により、現戸主が年令50歳未満のもとでは養子は兵役免除の扱いをうけることが困難になった。よくても徴兵猶予の適用にとどまる。史料中の行方郡役所の示達でも、徴兵署の回答が「願意採用難相成」であった旨を記している。

制度改変は、民衆に手続の煩雑さ、証明書(とくに診断書)添付などの負担、さらに、細分化された免役・猶予条項の形式的適用による御願申請却下など、民衆の個別的な対応(手続)には障壁が厚くなっている。その結果が出奔逃走というタイプの徴兵忌避行動の頻発となって現われてくる。1789年改変の前から引きずっている事例もふくまれているが、

つぎの諸史料は改変後のかかる行動類型の増加を示すものである。

逃走御届  
 行方郡野友村第口番地  
 平民 婿養子

右之者儀明治十五年二月中徴兵年令適当ニ相成御検査之上差出シ可申之処其際本人逃走致シ候ニ付御届申立置候依之其後引続キ諸方柏尋候得共今相分リ不申ニ付此段御届候也

明治十六年二月十五日 右

印

徴兵支署御中

御届  
 行方郡借宿村 口壱番地  
 平民 農 口丈助  
 養子 藤四郎

右八本年徴兵適齡之煮ニ付客年十月行方郡役所ニ於テ下検査可相成之処同人儀同年七月中商法トシテ他出不在ニ付同年十月廿二日迄ニ東茨城郡役所出頭御検査可奉願旨延期書差出同日迄本人相尋候得共見当兼候ニ付畢竟失踪之儀ト被在候間客年十一月廿一日其段御届申上尚諸方相尋候得共今行方不相分候ニ付此段御届奉申上候也

明治十六年、一月十九日

行方郡借宿村 口一番地  
 丈助 印  
 親類 藤蔵 印

茨城縣徴兵署御中

戸長 鬼沢貞作 印

[鬼沢貞良氏所蔵]

失踪御届

行方郡小幡村

十年徴兵 惣十弟 口 徳次郎

右之者失踪以来諸方相尋候得共見当リ無候

二付其都度御届申上尚心当り之場所探索仕  
候得共干今行方相分り不申候間此段御届申  
上候也

明治十六年二月廿八日 行方郡小幡村  
惣十他出二付親族  
同郡玉造村  
瀧 崎 印

茨城縣徴兵署御中  
前書届出之通相違無候二付奥書調印仕候  
也

行方郡小幡村聯合  
戸長 横瀬甚兵衛代理  
同郡借宿村聯合

以上の3件の失踪届けは、それぞれ別々の  
事件であるが、しかし、同時期のほぼ同一内  
容の文面であることから一括して掲載した。  
出奔・失踪というのは兵役逃れの最終的手段  
である。免役・猶予条件が厳しくなっていけ  
ばいくほど多発していくことは確かである。  
すべて二男、三男にまつわる事例で、長子嗣  
子との落差がうかがわれる。最後の失踪御届  
は、明治10年徴兵の者で6年間「行方相分り  
不申候」扱い（徴兵義務は時効が停止するこ  
とを示している）の事例で、親族による届文  
が意外と淡々としている印象をうける。

上の史料にみる失踪者は、これまでの掲載  
史料にみるように、徴兵適齢時点で免役願書  
などを提出しており、それが不採択になった  
後出奔・失踪している。戸主・嗣子などの形  
式要件とは違って、「父兄等病氣ニテ困窮シ  
代リテ家計取計ノ者」という裁量的要件の適  
用は徴兵署による主観的判断に左右される。  
診断書などの添付資料が判断の根拠になるの  
ではなく、免役・猶予願い手続を困難にする  
ために多量にして多額出費を要する書類提出  
という負担を課しているだけのことではない  
かと考える。それは、改正徴兵令が診断書に  
ついて公立病院長署名押印のもと厳格な要  
件を課したにもかかわらず、該要件充足の免

役・猶予願いをほとんど不採択にしている点  
に看取される。不信増幅の結果しかもたらさ  
ない改正規定であり、運用であるといえる。

こうして、徴兵制の改変は一方で、徴兵逃  
れの防止策として法的要件を細分化しかつ厳  
格化して民衆の反抗意識・不信意識を醸成し  
たが、他方で、兵役兵士の合理的編成（多重  
層組織）、また、社会的基底の安定策として  
戸主・嗣子などの兵役免除・徴集猶予などの  
優遇温存といった制度内在の合理的部分もあ  
って、改変のもたらした矛盾と西南戦争に由来  
する民衆の厭戦厭軍潮流を乗り切ることがで  
きたといえる。

1881年の政変後の権力強化を背景に、<sup>(14)</sup> そ  
して1890年（明治23）の国会開設にむけて薩  
長支配体制の強化、自由民権運動・在野政党  
結成を規制するためにも、1879年改変の企図  
をいっそう展開し軍体制の拡大強化をうなが  
す措置がとられた。それが1883年に行なわれ  
た三度目の徴兵令全面改正である。そこでつ  
づいて1883年改変について考察するのである  
が、その前に、民衆が改変直前に新令公布に  
よって兵役免除特権を失うことを恐れて、前  
法令にもとづく兵役免除を期待して一斉に戸  
主替届けをしている有様を示す史料を掲げて  
おこう。

戸主替御届

行方郡借宿村十七番地

鬼沢藤蔵

私儀

多病ニテ家事向差支候二付今般嫡孫鬼沢米  
太郎ヲ以戸主相続為致候間此段御届申上候  
也

明治十六年十二月一日 鬼沢藤蔵印

同村 親族 鬼沢丈介

行方郡長 飯嶋矩道殿

戸主相続御届 印鑑印

鬼沢藤蔵多病ニテ家事向差支候二付今般私

戸主相続仕候二付印鑑相添此段御届申上候也

行方郡借宿村

印 鬼沢米太郎

明治十六年十二月一日ヨリ奉用候

行方郡借宿村十七番地

明治十六年十二月一日 鬼沢藤蔵嫡孫

鬼沢米太郎印

同村 親族 鬼沢丈介

戸長 鬼沢貞作殿

戸主換御届

行方郡借宿村拾七番地平民

戸主 鬼沢藤兵衛

長男 鬼沢米太郎

右奉申上候私儀元来身体虚弱ニシテ家事向難行届候二付今般親族協議之上長男鬼沢米太郎江戸主相譲リ家事向為取計度尤同人儀未夕幼年二付同郡同村廿九番地鬼沢村治ヲ以当明治十六年十二月廿五日ヨリ同二十年十二月迄後見二相定メ家事向取計方委任可仕旨熟議相成候二付此段御届申上候也

明治十六年十二月廿日 右

鬼沢 藤兵衛印

戸主譲受人 鬼沢米太郎印

同郡同村後見人 鬼沢村治印

戸長 鬼沢貞作殿

前書之通届出候二付証印仕候也

戸長 鬼沢貞作印

[鬼沢貞良氏所蔵]

戸主換御願

行方郡野友村第四十九番地

農 浜田 ハマ

行方郡借宿村十七番地

養嗣子 浜田 芳之助

右浜田ハマ奉申上候私義明治十六年第九月中ヨリ眼病相発シ数医治療ヲ請フルコト多日然ルニ其効ナク両眼共更ニ晴瞭ヲ不覚恰モ暗黒ニ住スル憶ヒ起居スルニ其自由不得

依テ今日之産業毫モ不克嘗コト随テ家事向八勿論諸般差支候二付私儀爾来隠居仕右浜田芳之助へ戸主相続為致百事同人ヨリ取計八七度候間右御聞濟被成下度此段奉願上候也

明治十六年十二月廿四日

行方郡野友村

願人 浜田 ハマ印

戸主続受人 浜田芳之助印

同郡同村 親族 浜田 清兵衛印

人民 惣代 長峰 丈助印

行方郡長 飯嶋 矩 遭殿

前書之通願出候二付調印仕候也山

戸長 鬼沢貞作印

戸主替御届

行方郡借宿村四十五番地

二重作六右衛門

私儀

多病二付家事向差支候二付今般嫡孫二重作仙之介ヲ以戸主相続為致候間此段御届申上候也

明治十六年十二月

右行方郡借宿村四十五番地

二重作六右衛門印

二重作六右衛門長男

二重作仙太郎印

同村親族 田山倉吉印

戸長 鬼沢貞作殿

御届ケ書

行方郡青柳村拾六番地

郡司 彦六印

右申上候戸主相続之儀二付養父彦左衛門ヨリ私シ江譲リ受ベクハ順序ニ有之候然ルヲ私シ長男彦太郎江戸主相続相譲リ候趣ニ御座候得共同人儀八未夕幼年而已ナラズ私ノ厄介ニ有之候間彦太郎江戸主換之儀八私ニ於テ不服ニ御座候間為念此段可御届ケ置申上候也



明治十六年十二月廿七日

青柳村 郡司彦六印

戸長 鬼沢貞作殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

上のような「戸主替御届」「戸主相続譲渡御届」の書面は、借宿村外四連合村の地域に限定しても相当数に上る。借宿村を例にとると、1883年当時の村は79世帯、そのうち18世帯から戸主替届けが出されている。その時期の前にも後にもみられない多数の届けである。しかも、書類はいずれも1883年（明治16）12月の日付のものである。それは間違いなく、同年12月28日新徴兵令公布の直前に戸主替手続をとって徴兵免役の資格を得ようとしたものである。後述するように、その改正は従来からの免役特権を戸主から奪う内容のものであったからである。まさに、改正の月に戸主替届けが集中したのは、徴兵令改正の情報が直前になって民衆に伝わってきたからである。事前に庶民の利害にかかわる情報が政府・県郡役所から出されなかったわけで、徴兵令が国民代表府の制定によらなかった非民主政の所産であることを典型的に示す出来事である。

## (2) 1883年の改変

1883年12月28日付太政官布告第46号によって、徴兵令は全面改変された。新徴兵令は、第一章総則の第一条で「全国ノ男子年令満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ者ハ總テ兵役ニ服ス可モノトス」と規定して、従来にはない明確さをもって国民皆兵の趣旨を打ち出した。1883年の徴兵令改定の性格については「世論にはいささかの考慮も払うことなしに、また予想される侵略から国家を防衛する差しせまった必要もないままに、定められたのである。（これはとくに1883年の改正令が布告されたときについて言う。）」<sup>(15)</sup>との古典的な指摘がある。まさに皆兵制の構築に段階を画するような新徴兵令は、改定に先立って前年

（明治15）1月4日に発布された軍人勅諭および同年8月5日布告の戒厳令とともに、天皇忠誠の軍人精神の育成と自由民権運動への鎮圧軍という体質改造を経て、対外侵略（外征軍）と軍国主義化への制度的支柱になるのである。

改変の主眼点は、先の1979年改変の企図をいっそう徹底し発展させることにあった。

兵役義務の内容（兵役兵士の軍隊所属）については、服役期限が従前の10年から12年に延長されて常備兵役7年〔現役3カ年、予備役4カ年〕、後備兵役5年。

予備兵は「平常二在テ八技芸復習ノ為メ毎年一度六十日以内」召集され、「兵員実査ノ為メ毎年一度点呼」をするというように、軍事訓練参加が義務づけられ兵役拘束が格段につよめられた。この点は後備兵も同様である。

このように、1883年の制度改変は、常備軍予備軍後備軍という兵役兵士の配置編成の型はこれまでどおりにして常備軍の人員数を現状維持としつつ、他方で予備軍・後備軍兵士の平時における「技芸復習」＝軍事訓練を格段に強化して、現役兵と同水準の能力の維持に力点をおいたのである。まさに「国軍は縦に養うて横に使ふ様にせねば国庫は堪へ能はぬ。（常備兵を少くして予・後備を多くする事）」<sup>(16)</sup>の展開である。

このような合理的な仕組みにくわえて、新たに強制徴兵とは別枠の兵員確保（志願兵）の制度を正式に採用し兵役免除・猶予制の陥穽を埋める 埋めてさらにおつりがでるほどの効果を有する 手筈を整えた。すなわち、20歳未満17歳以上の者に現役志願の途を開いて（第十条）、若年齢層の職業軍人への誘い・軍事思想の醸成・現役兵の年令層を拡げ徴兵士と志願兵士の二重〔競合〕構造・長期軍歴（キャリア）兵士の確保など、軍隊と社会に一定の構造的変化を呼び起こす要素を導入した。さらに、公立学校卒業生に費用自弁の条件で、1カ年志願兵制（それ自体優遇策であ

る)を設けて、それと引き替えに従来の兵役免除特権の変更・兵役強化を図った。

兵役免除・猶予について従前と変わった点は、なんといっても兵役免除が一つの要件(痲疾、不具等で「徴兵検査規則ニ照ラシ兵役二堪ヘサル者二限ル」)しか掲げられていないことである。以前の「国民軍ノ外」免除および「平時ニ於テ」免除も削除され、あとは徴集猶予——補充員不足か、戦時・事変の際には徴集されるので、いつでも猶予が停止されるという条件付のもの——だけである。兵役免除の概念は実質的に否定されたことになる。それ故に、免役料上納制(旧代人料上納制)が今回廃止されたのも当然といえる。

普通猶予の適用(第十七条)は、戸主、戸主年令満60歳以上ノ者ノ嗣子(以前は50歳以上であった)、戸主痲疾等で「一家ノ生計ヲ営ムコト能ハサル者ノ嗣子」、現役兵の兄弟一人、などある。

特別猶予(なんらかの事故ある期間にかぎって猶予)の適用(第十八条)は、官公立学校教員、官立大学校生徒、身幹未タ定尺ニ満タサル者、疾病中で未だ兵役に堪えざる者、洋行者、裁判未決の者、などで、これらの者も9月15日前に各自届け出をしなかった場合は猶予が適用される資格を失う。

こうして、1883年改変は、規定をみるかぎり兵役逃れを許さない厳格な縛りをかけたといえる。しかしそれでもなお、徴集猶予の取り扱いに精確を期しがたきところがあって、1889年(明治22)1月に全面改正を余儀なくされたというのであるから、民衆の対応のしたたかさは底しれないものがある。1884年に戸長民選制が廃止され民衆にとって兵役逃れの“協力者”が手の届かぬところになってしまったにもかかわらず、結果的に全面改正の事態を迎えたのであるから、民衆の対応についてそのように評したとしてもあながち間違っていないであろう。

では民衆は、どのように対応したのである

うか。興味深い史料として、改変後の1885年(明治18)徴兵人名調べの様子をみてみよう。行方郡借宿村外4カ村連合の徴兵適齢者の扱いに注目されたい。

#### 十八年徴兵人名調

##### 借宿村分

##### 四拾番地

元治元年十二月十日生 戸主二重作子之吉

##### 四拾九番地

元治元年十一月十一日生 戸主栗林清太郎

##### 六拾六番地

元治元年十二月十日生 戸主 二重作春吉

他管轄へ寄留

##### 六拾八番地

元治元年二月廿日生 戸主 高柳 芳松

##### 六拾九番地

元治元年十二月十六日生 戸主永井甲子松

##### 青柳村分

拾貳番地 小野瀬秀太郎弟

元治元年九月十五日生 小野瀬三之助

式拾八番地 海東近之助弟

元治元年十二月七日生 海東久吉

##### 半原村分

##### 拾五番地

元治元年九月十日生 戸主 関口半治郎

##### 四拾六番地

慶応元年四月十日生 戸主 大森 又市

##### 野友村分

壹番地 大原新次郎長男

元治元年十月三日生 大原 安太郎

明治十七年六月

##### 借宿村連合

戸長 鬼沢 貞作

[鬼沢貞良氏所蔵]

この史料には、徴兵適齢者10名のうち7名に戸主の肩書きが記されている。徴兵令の改正で、戸主は徴集猶予の扱いになった。猶予は「補充員不足スルトキ又ハ戦時若クハ事変ニ際シ兵員ヲ要スルトキハ」徴集される(第

十七条) という条件付である。しかし、それでも猶予の資格を得ようとして20歳の若者の殆どに戸主の肩書きを与えている親達の姿勢に徴兵制への対抗を看取することができる。

一方で、3年間の現役兵勤務を経験した予備役兵士ともなると、つぎのように几帳面に対応するようになる。

## 御受書

行方郡借宿村 滑川平蔵次男

滑川松治郎

私儀予備兵員之処御召集有之節者速ニ出頭致度旨御達ニ付他出不仕候様注意罷在候間此段御受申上候也

明治十七年十二月三十一日

滑川松治郎

戸長 武田松之輔殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

この史料にいう「予備兵員」は、予備役(4カ年)——これと現役(3カ年)とに常備兵役は二分——の服役者で「戦時若ク八事変ニ際シ之レヲ召集シ常備隊ヲ充実シ又補充隊ニ編成ス平常ニ在テハ技芸復習ノ為メ毎年一度六十日以内ヲ召集シ又兵員実査ノ為メ毎年一度点呼ヲ為ス」(第十三条)という義務を課せられている。この義務の示達に対して「他出不仕候様注意罷在」との御受書を差し出して謹慎の誓いを申し述べているのである。予備役兵士が点呼召集に応じられなかった顛末を、恐らく事情聴取されて供述したものとみなしうづぎの史料も興味深い。前史料では予備役兵士への拘束を反映して「他出不仕候様注意罷在」と心構えを記しているのに、つぎのものは他出して不都合な失態を起こしてしまったわけで、その対照的な現われに民衆の多様さを見るおもいである。

## 口供

茨城縣常陸國行方郡三和村

三拾七番地住 平民農 鳥次牛蔵弟

明治十八年予備役輜重輸卒廿七番

鳥次捨蔵

当九月廿七年九月

自分儀本年七月十三日玉造村ニ於テ点呼施行ニ応スベキ旨御達之趣承知仕候ニ付同月十一日寄留地東京府本所区番場町四拾壹番地出發致ヘク心得ノ処同月十日午前六時三十分頃ヨリ水気足病ニ相罹リ夫レノ故ニ路金遣捨差支候ニ付帰村仕兼御召集不応仕候事

右之通相違不申上候

明治十九年九月 右

鳥次捨蔵

[鬼沢貞良氏所蔵]

この史料は、上に書いた「兵員実査ノ為メ毎年一度点呼ヲ為ス」との義務に応ずることができなかった折の事情聴取で供述された調書で、調書末尾の戸長名をみるとかかる事情聴取も戸長役場の仕事であることがうかがわれる。徴兵する側は年一度の点呼施行で所在を確認しうる反面、民衆にとっては身動きできない制約感を抱いたものと考えられる。

戸長にたいする縛りも先の1879年改変時に「作為シ其他詐欺ヲ以テ徴集ヲ忌避スル者並ニ郡区長或ハ戸長ノ之ニ証印ヲ為セシ者ハ共ニ常律ヲ以テ之ヲ処分ス」(第六十六条)との規定が盛込まれ、はじめて刑罰の威嚇が加えられ、そして、徴兵業務あるいは兵事事務の執行の指揮命令系統に現役士官が参入してくるに及んで戸長統制は質的に変化してくるつぎの史料はこの事情を端的に示している。

「兵事帳簿の精確な整理を求める示達」

戸長

丙第四百号

郡長

兵事ノ儀ニ就テ八時々ノ布告布達モ有之兵籍ニ係ル帳簿類ハ整理ノ筈ニ候処今日尚未タ精確ナラサル向キモ有之哉ニ相聞右ハ平常執務ノ差支ノミナラス或ハ不時ノ需ニ応シ難キ場合等有之候テハ実ニ不相次第ニ付

自今属官ヲシテ点検セシムル儀ハ勿論陸海  
軍人ニ於テモ臨時検閲可有之候条一層精密  
ニ注意シ不都合無之様整理可致置此旨相達  
候事

明治十六年十一月十九日

茨城件令人見寧代理

茨城縣大書記官相原安次郎

この史料は、県から郡長・戸長宛てに出された示達で兵事帳簿の整理状況の点検・検閲に係官・将校を立ち向かわせるという一種の威嚇文書である。文中の「陸海軍人ニ於テ臨時検閲可有之」とは兵事事務への軍の直接関与を意味し、これが地方行政機関内における軍の出先機関の拡大（1883年（明治16）1月各府県に軍主導の「兵事課」設置【太政官達第二号】、同年6月各府県に尉官の駐在官1名、各郡区に下士官の駐在官1～3名の設置決定【後備軍司令部条例】改正）に起因していることはいうまでもない。兵事行政における軍の主導性のつよまっていることを示す史料である。このうえに、1884年戸長民選制が廃止されているのである。

このような傾向のなかでは、民衆による徴兵令兵役免除・猶予規定の利用もなかなか功を奏するわけにはいかない事態となる。1883年改変後の典型的な兵役免除手続と結末を示す史料がつぎのものである。

「明治十六年徴兵令改正後の免役願と却下」

朱書

「下検査之節差出有之節却下分」

行方郡野友村連合

免役願

借宿村

二重作 熊次郎

右通達仕候也

明治十七年四月十六日 差添人

次木村 戸長 額賀厚十

免役之儀御願

行方郡借宿村二十六番地

農 二重作熊次郎

養父 二重作平兵衛

天保九年十月十五日生

右私儀明治十年二月ヨリ眼病二罹リ年来数  
医之治療ヲ受クルニ其無効驗日ニ増シ眼中  
朦朧ハシテ産業ヲ営ム事不能実ニ貧家窮民  
該業ヲ営ム者弱婦老名之已殊ニ六歳之女子  
老名有之今日之生活ニモ差支治療ヲ受ルニ  
薬料之方便モ相儘キ日々之治療ヲ相省キ一  
ケ月一兩度ヲ度トシ療養候故耶近頃病勢甚  
タシク歩行ヲナスニ手引之助ヲ要スル仕合  
実ニ困難之折柄養子ニ重作熊次郎儀戸主ト  
シテ家事向取計方相任せ漸ニシテ今日ノ糊  
口ヲ凌クニ今般右熊次郎適齡ニシテ御召出  
シ相成候テ八前条病患ニ迫リ困民之私シ活  
計之手段モ無之既ニ渴命ニモ可及程之仕合  
何卒特別之以御仁恤ヲ服役之儀御免除被成  
下置度依之医之診断書相添親族一同連署ヲ  
以テ此段奉懇願候以上

明治十七年四月十六日

右 二重作 平兵衛 印

親族 長 峯 富右衛門 印

茨城縣徴兵署御中

前書願之通事実相違無御座候ニ付奥書  
証印仕候也

戸長 鬼 沢 貞 作 印

保証書

行方郡借宿村二十六番地

農 二重作熊次郎

養父 二重作平兵衛

右二重作平兵衛養子今般御徴集御猶予別  
紙出願之儀事実相違無之候ニ付保証仕候  
也

明治十五年徴兵東京鎮台佐倉營所入営

城山 留次郎 伯父

鹿島郡大戸村三十二番地

保証人 戸主 城山 幸作 印

明治十四年徴兵東京鎮台入営

海東 松之助 実父

行方郡串挽邑七拾四番地

保証人 海東 新兵衛 印

## 戸籍面写 診断書 略

1884年4月の徴兵免役願に関する一連の書類で、養子を戸主として免役を願いだたけれども却下された経緯を示す史料である。前年12月の徴兵令改正が影響した事例である。形式的いえば、免役之儀御願でなく徴集猶予之儀御願と書くのが新徴兵令の要件に該当する正しい表記である。新徴兵令では戸主は徴集猶予扱い（第十七条五項）となっているが、例外規定があって、「年齢六十歳未満ノ戸主 廢疾又ハ不具等ニシテ一家ノ生計ヲ営ムコト能ハサルニ非ス...シテ戸主ヲ罷メ」その跡を継いだ嗣子は徴集猶予の限りにあらず（第二十二条三項）という取り扱いになる。上の史料についていえば養父は天保9年の生まれでこの時満45歳である。結局、病弱のほどについての診断が徴兵署によって容認されなかったことから徴兵猶予願いも却下されたのである。

1883年改変の特徴の一つは、このように、免役・猶予にたいする例外規定・除外規定が広く設けられ、しかも該規定が行政当局の裁量的判断を許容する構成となっていることである。以上にみてきたように、改変は、徴兵制に矛盾の様相を色濃く刻みこみ、兵役義務の緩和された部分（包摂の構造）と厳格強制（皆兵原則の徹底）との間の比重移転が民衆にも判明してくる契機をもつものであった。同時代の自由民権運動の昂揚は、政府の兵役強制策にたいする民衆の抵抗運動を包括していたがゆえに出現したことを見過ごしてはならないであろう。他面で、民衆の政治的高揚が明治政府をして実力装置(軍隊)の拡充強化策に向かわせ、徴兵制の完成（皆兵原則の完遂）に走らせるのである。

## (3) 1889年の改変

——日本型徴兵制の確定——

1889年（明治21）1月21日法律第一号をもって改正徴兵令が公布された。帝国議会の開設

はこの後であるので帝国議会制定法という意味での法律ではない。20日後に公布された明治憲法の「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」（第二十條）を先取りする形で新徴兵法が制定されたのである。改正徴兵令は、従来特別の有資格者が享受していた徴兵免除・徴集猶予をほぼ一掃し「皆兵」原則を完成させた。それは、他面で、国内治安軍から外征軍へとその主な機能目標を変容させてきた徴兵制改革の推移の到達点を示すもので、5年後の日清戦争から以降絶え間なく拡大していく対外軍事侵略のための人的確保制度をつくりあげたといえることができる。

まず、兵役義務の内容(徴集兵の帰属組織の編成)は、常備兵役【現役は陸軍3カ年、海軍4カ年、予備役は陸軍4カ年、海軍3カ年】——後備兵役【5カ年】——国民軍【常備後備服役兵以外の満十七歳より満四十歳迄の者】という基本型を軸にして、その周辺につぎのような例外的徴集制を設けた。「各兵役ノ期限既ニ満ルト雖モ戦時或ハ事变ニ際スルトキ.....其期ヲ延スコトアル可シ」（第六條）、満17歳から20歳未満のものの志願現役兵、満17歳以上満26歳以下の官立学校などの卒業生で「食料被服装具等ノ費用ヲ自弁スル者」が志願により1カ年だけ服する現役兵（服役後7カ年予備役・3カ年後備役に服す）、抽選の結果所要の現役兵員を超過した壮丁となる1カ年予備徴員（1年間に徴集されなかった場合は国民兵役に服す）。

依然として特権付与の制度（上の ）を設けて差別的な取り扱いを許す余地をのこしているが、 のように有事の際に総動員体制を敷くことのできる規定も用意して民衆にとって兵役義務が質量共につよめられていることは明白である。

第三章の免役延期および猶予の各条項をみても、従前の徴集猶予が国民兵役を除いて事実上免役扱いであったのが、今度は猶予事由消滅後に現役兵を含めてなんらかの兵役に服

する扱いとなっている。したがって、徴集延期もしくは猶予の後兵役に服するという一方で、もはや一時的な「徴兵忌避」しか享受できなくなった。免役要件は従前どおり、「廢疾又ハ不具等ニシテ徴兵検査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者」のみであった。

徴集延期は——次年に於てな不適さない者は国民兵役に服すとの条件で——、身幹未だ定尺に満たない者、<sup>(17)</sup> 疾病中などで労役に堪えられない者(第十八条)、他の条件のもとで、重軽罪のため訊問又は拘留中の者、家族が自活不能の確証ある者は願により但し「其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者」は国民兵役に服する。

みられるとおり、従来あった「戸主」「嗣子」などの身分に伴う免役・猶予の特典は一掃された。その代わりに兵事係等の裁量判断に委ねられた形の延期措置だけとなった。こうして、民衆にとって徴兵逃れは、実質上抽選が外れる幸運、いうなれば“神頼み”しかなくなってしまった。これ以後、徴兵適齢者の徴集率は急速に高くなっていった。

同時に、これ以後の免役、徴集延期・猶予願の史料が借宿村外4村連合地域(1889年4月町村制施行で行方郡秋津村に統合)にはみあたらなくなってしまった。1889年の徴兵制改変で民衆が閉塞せしめられてしまったのかそれともどこかに史料が眠っているのか。茨城県内に目を広げ、たとえば『茨城県史料近代政治社会編』巻以降をひもといても同様にみあたらない。<sup>(18)</sup> 1889年改変が文字どおり段階を画する内容をもっていたということがこのような点にも示されているのではないかと考える。いずれにせよ、これを境に日清・日露両戦争を経て、民衆の日常生活のなかに軍事的性格の営みが急速に浸透していき、生活の一部として定着していった。つぎの史料はそのことを示している。

「郷軍人門標雛型の通知」

巴第四三二号

在郷軍人門標掲出ノ件 帰休兵予後備役及補充役ニ編入セラレシモノ左記雛型ニヨル門標ヲ第一師団召集事務規定第三十六条並二本縣召集事務取扱手續第四条ノ規定ニ基キ掲出可為致旨其筋ヨリ通牒有之候条此標ハ平戦両時共召集令状逆達及軍人身上ノ監視家族保護等ノ為メ尤モ必要ナルノミナラズ一八軍人ノ名誉ヲ表彰スルモノナレバ該門標ハ公衆ノ見易キ場所ニ至急掲出相成リ候様致シ度此段及通達候也

明治三十九年十月三十日

鹿島郡 巴村 役場 印

田口良正 殿

門標雛形

横三寸

在郷軍人何之某

[田口正称氏所蔵]

この史料は、1906年(明治39)10月末に巴村役場から或る補充兵宛てに出された示達で家の門票の掲出要請とその雛型を記したものである。門票の掲出は、帰休兵、予備後備役および補充役に従事するものに求められ非常の際の連絡、軍人身上の監視、家族保護軍人の名誉表彰などの意味をもつと記されている。こういう行為が日常生活においてありふれた光景になることを社会の軍国主義と呼び包摂の完成といつてよい。

おわりに

本稿は、冒頭でも述べたように、導人以降の徴兵制の改変が一貫して、民衆に不自由、不利益を課する度合いを増大させるものであった、そして、そのような傾向こそが徴兵制の制度的完成への歩みであったという一般的な歴史認識に対して、そもそもそのような推移

を可能ならしめた原因はなにかということに関心を持ち、その原因を民衆の受容的対応を呼び起こした制度の構造、包摂的なメカニズム、その限りでの合理的な論理の制度内在化という点にみいだせるのではないかとこの仮説のもとに改変の内容と民衆の対応を考察してきた。

結論は複雑である。制度の包摂的な構造というより、徴兵令が設けている有利な条件を活用した民衆の知恵、民衆相互の間での情報提供や共同的な運動、そのリーダーシップの中心に位置したとおもわれる戸長の役割など自立の主体的な要素の展開であるとみなすほうが妥当ではないかという考え、他方、そのように民衆のつけいる余地を制度が有していることが客観的には制度保存の根拠ではないかという考えなどが錯綜している。

つけ入る余地を制度がもつというのは、そうすることができた者とそうでない者とを生き分け、結果的に不公平な制度運用を許し、制度への不満や批判を呼び起こして命取りになりかねない危険性を孕んでいるが、つけ入ることができた側の人々が多数であって、徴集された一自分に不利なように結果した一人々が少ない場合は、危険が回避され、また制度の安泰もはかられる。特定の地域の限られた史料という範囲での考察ではあるが、改変の度に隙間が狭まったにもかかわらず、民衆がつねに徴兵制につけ入ることをしてきたことは確認できる。

明治前期の徴兵制は、民衆の同意を調達しうるメカニズムをとおしての産物ではない。その意味で手続的に - それは当然に内容にも反映する - 非民主的な性格のもの、民衆にとつて正当なものではないとみなしうる代物である。このような性格の制度は、歴史的には外在的な正当化の操作（神憑りか、神聖イデオロギー）をつねに相伴させてきた。わが国の徴兵制も、皇国保護、軍人勅諭、天皇の軍隊といった詐術操作により色濃く刻印されて

いる。しかし、明治維新を経た民衆はそれだけで絡めとられるほど単純ではない。導人時の「血税一揆」が証左である。そうすると民衆の同意の調達メカニズムが不存在であるから、暗黙の了解 = 受容を確保する制度自体の合理性が決定的な要素となる。合理性という言葉はここでは（本論においても）、民衆の意識に適合したものという意味である。

明治前期の徴兵制は、そのような合理性をもち、かつ維持しながら、非民主的な性格のゆえに脆弱な存在であった自らを生きながらえさせてきたと結論づけても間違いのないであろう。そして、1889年改正徴兵令は、明治憲法の具体化法という装いもさることながら、帝国議会の追認という形式をとって「国民の同意確保」の言説をもちいることができるようになったことから、合理性の制度内在化の必要もなく自らを一変させたわけである。

#### 注

- (1) 吉田裕『「徴兵令」における解題』（『軍隊兵士 日本近代思想体系』1989年）66頁および122頁。その他に、飯島茂『日本選抜史』1943年、427頁。松下芳男『改訂明治軍制史論』（下）1978年、139頁以下。大江志乃夫『徴兵制』1981年、108頁以下。近刊では、加藤陽子『徴兵制と近代日本 1868～1945』（2000年10月、吉川弘文館）、一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』（2004年、吉川弘文館）が詳しい。
- (2) 上注(1)に示した諸文献、とくに松下芳男『改訂明治軍制史論』（上）が詳しい。
- (3) 1872年（明治5）は12月3日をもって1873年（明治6）1月1日とする太陽暦への切り替えが布告されたことにより、徴兵令公布は徴兵告諭から13日後のことである。両者のずれは、徴集兵員の召集や該兵員の帰属先に責任をもつ全国六管鎮台の管轄地域が決まらなかったことによる。
- (4) 新治県は、1871年の廃藩置県で常陸6郡

下総3郡をもって発足した新設県であるが、1875年に茨城県と千葉県とに分割統合されて廃止された。現在の行方郡地域はその時茨城県に組み入れられた。

- (5) 陸軍の教育機関である陸軍兵学寮（1868年（明治元）8月京都創設、72年（同4）12月東京移転）は、1873年6月制定の陸軍兵学寮概則によって寮中に「幼年学校、教導団および士官学校」の3校が区分設置され、さらに同年10月制定の陸軍兵学寮内条例で「士官学校は歩騎砲工四兵の士官を教育培養し幼年学校は少年生徒に洋語および普通学科を教授し、教導団はもっぱら下士官を教導し、かつその学課を試験するもの」というように各校の目的・役割が明確に定められて陸軍教育機関としての整備に段階が画された。その後は各校が兵学寮から独立していき、教導団は、翌74年8月兵学寮から離れて陸軍省の直轄となり、陸軍下級幹部の養成の専任機関となった。兵学寮生徒ならびにその後独立していった各士官養成学校の生徒の志願者の有無を調査することも戸長の仕事であった。
- (6) 1873年（明治6）1月徴兵令発布と同時に「六管鎮台徴員并式」が発布されて全国徴員数および各鎮台配属数が定まり、徴兵令の実施の条件が整った。第一師東京鎮台常備の内訳は、歩兵三連隊・騎兵二大隊・砲兵四小隊・工兵三小隊・輜重兵一隊・海岸砲兵三隊で人員7,040人、したがってその内の1ヶ年徴員は2,380人である。ちなみに全国六管鎮台の総計は人員31,680人（内1ヶ年徴員10,560人）で、各鎮台所属の府県より毎年の定員を徴募して管内の守衛に充たらせることになったわけである。この東京鎮台常備の工兵二小隊の兵士として志願者を募ったのであるが、正規の徴集兵士が定員に満たなかったことに理由があったのであろう。
- (7) 例えば、明治9年の行方郡半原村（4連

合村の一つ）からのつぎのような進達。

第十二大区六小区 行方郡半原村  
今般三百七拾二号を以御達二相成候陸軍省  
ヨリ教導団歩兵科并喇叭生徒志願之者無之  
候間此段御届奉申上候

明治九年十二月十一日 右 村

副戸長 大森信義 印

茨城縣権令中山信安殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

さらには、明治10年、西南戦争に伴う海軍兵士臨時募集にたいする行方郡野友村および青柳村（いずれも4連合村の一員）からの進達。

第十二大区六小区 行方郡野友村  
今般海軍兵員御徵募二付志願之者有無共可  
届書旨御達二相成候処村内二志願之者壹名  
モ無御座候依而此段御届奉申上候也

明治十年第六月 右 村

副戸長他出二付代理

人民惣代 長 峰 富右衛門 印

[鬼沢貞良氏所蔵]

第十二大区六小区 行方郡青柳村  
丙第七十七号今般臨時御召募二応シ候者更  
二本年六月一日ヨリ向キニカ年之間壱人口  
下賜候旨御達之趣奉敬承取調候処右村内御  
召募相成候者無之御座此段御届奉申上候

明治十年十二月十八日

村 長 高 野 録 三 印

茨城縣権令野村維章殿代理

茨城縣大書記官本田親英殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

日付からみて、上の史料は西南戦争に伴ったものである。1877年（明治10）2月から7ヵ月に及んだ西南戦争は、官軍側においても全鎮台兵を動員しそれでも不足して6,700余名の臨時徴集兵を充て、海軍も軍艦11隻、運送船44隻、将兵2,200余名が動員されるといった史上最大の内乱であった。東北地方では警視庁巡査を募集しこれを兵隊に変えて戦地に送りこんでいる。こ



の時点での臨時兵徴募がいかに差し迫ったものであるかは、上二番目の史料に記されている「吉人口下賜候」とまでのべて従軍期間中の特別給与を用意した点に現われている。それでも、青柳村には応ずるものがいなかったのであるから、その理由はなぜなのか興味深いものがある。この地域には戦争の緊迫した影響がさほど及んでいなかったにしても、村民の間には参戦への拒絶意志が働いていたものと考えられる。

- (8) 徴兵逃れは、現在でも取り沙汰される可能性のある事柄なので、氏名は伏せることにし、以降も同類資料の掲載の場合は同様とする。
- (9) この後、この始末書を認めた本人に対する問責はつぎのような贖罪科金というかたちでおこなわれた。

徴兵検査喚出拒否者への贖罪科金書面  
 新治縣管轄第三大区小五区  
 常州鹿島郡鉾田村  
 八 番屋敷居住  
 農 弟  
 口

其方儀徴兵選挙二可相成儀ヲ承り家出致所々徘徊致科雑犯律違令式条二依咎一十贖罪金七拾五錢申付ル

新治縣管轄第三大区小三区  
 常州行方郡延方村  
 番屋敷居住  
 農 二男

其方儀徴兵検査二付喚出ヲ受ケ不得意ヨリ家出致シ茨城縣管内へ逃込致ス科雑犯律違令輕咎三拾贖罪金二円二十五錢申付ル

新治縣管轄第三大区小一区  
 常州行方郡借宿村  
 二 番屋敷居住  
 農 長男

其方儀徴兵検査ヲ受候身分家出致シ茨城縣管内へ逃亡致ス科雑犯律違令輕咎三拾贖罪金二円二十五錢申付ル

鹿島郡東下村舎利組  
 副戸長 岡野五左衛門  
 下総匠磋郡中谷里村  
 副戸長 実川重蔵

筑波郡大志戸村  
 副戸長代 野口四郎左衛門  
 鉾田村 戸長代 荒野平治右衛門  
 延方村 副戸長 下河四郎兵衛  
 借宿村 副戸長 二重作勝蔵

右之通申渡ス問旨存ス可シ  
 明治六歲酉六月廿二日

[鬼沢昭武氏所蔵]

上の史料は、徴兵令施行直後における兵役義務不履行者への処罰の有様を示している。徴兵検査の呼出しに応じなく逃亡していたものへの咎刑と贖罪金の科刑は重い処罰である。史料で注目されるのは、この処罰書面の差出人が連合村の副戸長であるという点である。裁判所などによる決定を連合村役場が代わって本人（あるいはその戸主）に申し渡すという仕組みは徴兵責務を村（戸長）にも負わす考え——兵役逃れに対する村の共同防止責任——のあらわれである。共同体の連帯責任という伝統的な抑制装置がここでも用いられていると考えてよい。

- (10) 戸長の名簿作成における裁量について考える材料を紹介しておこう。戸主からの「明年十七歳国民軍相当」届けが戸長に出されているにもかかわらず、戸長の区長への届けでは「無御座候」となっている奇妙な例である。

国民軍年齢御届書

私長男粕尾徳治郎儀安政六未年五月廿日出生ニテ明年十七歳国民軍相当仕候間此段御届申上候也

第拾貳大区六小区  
 明治九年十一月二十日行方郡借宿村  
 四拾九番屋敷居住  
 農 粕尾丈吉印  
 戸長 鬼沢貞作殿

届書 行方郡倍宿村  
 二重作直吉  
 長男 二重作常吉  
 私長男二重作常吉儀明年十七歳国民軍相当  
 仕候間此段御届申上候也

第十二大区六ノ小区  
 明治九年十一月 五拾七番地  
 二重作直吉印  
 同村  
 戸長鬼沢貞作殿  
 [鬼沢貞良氏所蔵]

明年十七歳相当之者無之御届  
 当拾貳大区六小区行方郡借宿村二於テ明年  
 十七歳相当之者無御座候間此段御届申上候  
 也

第拾貳大区六小区  
 明治九年十一月 行方郡借宿村  
 副戸長 鬼沢貞作印  
 第拾貳大区六小区  
 副区長 西谷稽造殿  
 [鬼沢貞良氏所蔵]

徴兵令第六章「徴兵雜則并ヒ二扱方」の第十二条で「男児十六歳ニ滿レ八其年ノ冬十一月十日迄ニ各個戸長ヘ左式ノ書付ヲ以テ届出ヘキ」と定められ、その要件を満たした場合には、息子を国民軍籍に編入する手続きを戸主はとらなければならない。上に掲げる二つの国民軍相当令届書はいずれも、この規定にもとづくものである。11月20日付の届けになっているのは末端での徴兵令の施行水準を推察しうる証拠となるであろう。

最後の史料は、借宿村副戸長から副区長

に差し出された届けで、徴兵令第六章第十二条で「戸長之ヲ取調ヘ十一月廿日迄二所轄ノ区ヘ差出」すという定めにもとづく手続きである。興味深い点は、前二つの史料において、各戸主が「十七歳国民軍相当仕候」と届け出ているのに、それを受理した副戸長が副区長に「明年十七歳相当之者無御座候」としている点である。戸長の裁量のなせる術なのか、それとも、戸主の届けは戸長による県への進達後になされたのかははっきりしない。

- (1) 郡が徴兵事務の指揮命令系に新たに参入してきた状況を示す史料を参考までに掲げておこう。これは1879年徴兵令改正にかかわる行方郡長の示達である。

行第百八十三号

戸長役場

先般徴兵令改正公布相成候二付テ八来ル明治十三年相当ノ徴兵各自届出ニ依リ予テ取調者手中ノ分八悉皆相廃止更ニ下検査可相成リ筈ニ候得共本年調整ノ時日甚切迫ノ義ニ付下検査ニ先タチ本縣并当役所係リ吏員来ル十三日ヨリ別紙日割之通該戸長役場ヘ出頭各自届書取更調査可致候条安政六未年三月一日ヨリ万延元申年一月末日迄ニ出生之者別紙雛型ニ倣ヒ其戸主調査ノ届書取揃左ノ諸帳簿無失念持参同日午前第十時迄ニ急度出頭可致此旨相違無事但シ可成丈戸長出頭ヲ要スト雖モ不得止事故アルトキ八書生ノ内出頭可為致候事

明治十二年十二月五日

行方郡長 飯嶋矩道

1878年地方三新法の施行によって国家組織網の上意下達回路に郡が新たに挿入され中間地方組織として町村支配の重要な役割をはたすことになった。この史料はその点を浮き彫りにしており、1879年10月徴兵令改正にともなう事務遂行の督励を郡長の名で指示し、またとくに1880年徴員相当者取

調べには縣・郡吏員を直接派遣するので書類を整備持参せよなどと命じて、各戸長等に従前の大区小区長とは異なる威令を示している。以後、郡長・郡役場が徴兵事務の指揮命令者として町村に介在してくるのである。

- (12) 「徴兵の実態につき陸軍省年報」(前掲『軍隊兵士日本近代思想体系』114頁)という表題の史料を参照。これは、『陸軍省第四年報』(1879年)の「徴兵」の項からの抄録である。なお、この頃の民衆の徴兵逃れについて、大山巖「徴兵忌避につき建議」(右同『軍隊兵士日本近代思想体系』116頁以下)における言及は興味深い。
- (13) 代人料上納による兵役免除者数の推移は、1874年～79年間で総計106人なのに、80年は単年で436人、81年431人、82年482人、83年562人と急増している。制度改変に起因する。
- (14) 1881年政変については近作のもので、姜範錫(カン・ボムソク)『明治十四年の政変』(1991年、朝日新聞社)が興味深い論点を提起している。
- (15) E.H.ノーマン、大窪愿二訳『日本の兵士と農民』1958年、86～7頁。
- (16) 大村溢次郎の言として『曾我翁自叙伝』(曾我祐準)に記されている一節(飯嶋茂著『日本選兵史』371頁にも再掲載されている)。
- (17) この時点での身の丈は、1884年(明治17)7月19日徴兵事務条例でつぎのように定められている。鎮台兵で砲兵5尺5寸以上、歩兵騎兵工兵輜重兵5尺3寸以上。不足するときは砲兵5尺4寸以上、歩兵騎兵工兵輜重兵5尺2寸以上(第五十四条)。陸軍雑卒または職工として徴集する者は5尺以上人員不足するときは4尺9寸以上で勤務に堪えられる者(第五十五条)。海軍兵で水兵火夫は5尺以上(第五十六条)。
- いずれにせよ「臨時其定尺ヲ減スルコト

アル可シ」との文言もあり、身幹要件は相対的なものであった。

- (18) 1889年の徴兵制改変以後の全国的な徴兵忌避・徴兵逃れの動向については、菊地邦作『徴兵忌避の研究』(1977年)が詳しい。それによっても、失踪・学歴詐称など非合法的な方法による徴兵逃れが殆どで、免役・徴集延期願の提出といった合法的な手続による事例はみあたらない。合法的な徴兵忌避の手続は事実上封鎖されてしまったとみなしてもよいであろう。大江志乃夫『徴兵制』(1981年)における徴兵忌避の項でも同様な状況を示している(108頁以降を参照)。県内勝田市域の人物をとおして民衆と戦争の歴史を綴った同『戦争と民衆の社会史』(1979年)も同様の状況を述べている。